8　7の規定に基づく選択をする指定された事業体を監督する権限のある当局が、巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の取扱い及び配達の費用の全部を賄うため、二千二十年より後に適用される当該指定された事業体の自己申告料率は一通当たりの費用と料金との比率であって内国料金の七十パーセントを超えるものを基礎としなければならないことを決定する場合には、当該指定された事業体の費用と料金との比率は、七十パーセントを超えることができる。ただし、当該比率は、七十パーセント又は現在有効な自己申告料率の計算に用いている費用と料金との比率のいずれか高い方の百分率の値に一を加えた値を超えてはならず、かつ、八十パーセントを超えてはならない。また、当該指定された事業体が1の規定に従って国際事務局に対して行う通報とともに全ての補足的な情報を提供することを条件とする。当該指定された事業体は、自国の権限のある当局の決定に基づいてその費用と料金との比率を引き上げる場合には、公表のため、遅くとも引き上げた比率を適用する年の前年の五月一日までに、当該比率を国際事務局に通報する。具体的な比率の計算に用いる費用及び収入に関するその他の仕様については、この条約の施行規則に定める。

9　一の加盟国の指定された事業体が7の規定を援用する場合には、関連する他の全ての指定された事業体（1.6及び1.7の規定により自国から発送する郵便物の流れが自己申告料率の適用の対象から除外されているものを含む。）も、同様に、2に定める収入の増加に係る制限を受けることなく、当該一の加盟国の指定された事業体に対し、巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の料率を自己申告することができる。8の規定は、関連する他の全ての指定された事業体にも適用される。この9の規定に基づいて自己申告料率を適用することを選択する関連する指定された事業体（その選択をしなければ1.6及び1.7の規定により自国から発送する郵便物の流れが自己申告料率の適用の対象から除外されているものを含む。）は、7の規定を援用した当該一の加盟国の指定された事業体との間で自己申告料率を相互に適用する。

10　7の規定を援用する全ての指定された事業体は、最初の自己申告料率が効力を生ずる暦年（7の規定に基づく選択が適用される暦年）から連続して五年間にわたり、一年につき八百万スイス・フラン、すなわち合計四千万スイス・フランの費用を連合に支払わなければならない。五年の期間の終了後は、この10の規定に従い、料率の自己申告のための他のいかなる支払も行われない。

10.1　10に定める費用は、次の方法に従ってのみ割り当てられる。千六百万スイス・フランは、7の規定を援用する指定された事業体と連合との間で作成される合意の書簡に従い、事前の電子データの提供及び郵便業務の保障に関する計画を実施するために、関連する連合の基金に割り当てられる。また、二千四百万スイス・フランは、当該指定された事業体と連合との間で作成される合意の書簡に従い、管理理事会が定める連合の長期的な責任に対する資金の提供のために、関連する連合の基金に割り当てられる。

10.2　10に定める費用は、一の加盟国の指定された事業体が他の指定された事業体による7の規定に基づく自己申告料率の選択の結果として9の規定に基づいて相互に自己申告料率を適用する場合には、当該一の加盟国の指定された事業体については、適用しない。

10.3　10に定める費用を支払う指定された事業体は、連合との間で作成される合意の書簡に従い、五回の毎年の支払が10.1に定めるとおり割り当てられることを条件として、毎年、国際事務局に対して、一年に支払う八百万スイス・フランの費用をどのように配分すべきかを明示する。当該指定された事業体は、連合との間で作成される合意の書簡に従い、10の規定に従って支払う費用に関する支出について適切な報告を受けるものとする。

11　7の規定に基づいて料率を自己申告することを選択し、又は9の規定に基づいて相互に自己申告料率を適用する指定された事業体は、これらの料率の導入の際に、無差別の原則に基づき、自国の規制当局の定める規則に従って作成する相互に受入れ可能な二者間の商業上の取決めを通じて、かつ、実行可能な範囲内で、差出側の連合加盟国の指定された事業体が名宛国の内国業務における同様の業務について既に公表されている料金であって分量及び距離に応じて調整されたものを利用することができるようにすることを検討すべきである。

12　この条の規定については、いかなる留保も付すことができない。

第三十条　目標制度に参加している国の指定された事業体の間における郵便物の流れに適用される到着料についての規定

1　通常郵便物（大量郵便物を含み、M郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く。）の補償金は、名宛国における取扱いの費用を反映した一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。普遍的な業務の提供の一部である内国制度における優先郵便物に適用される料金は、到着料率の計算のための参考とする。

2　目標制度における到着料率は、第十七条5の規定に基づく大きさ（型）による郵便物の分類を内国業務において適用する場合には、当該分類を考慮して計算する。

3　目標制度に参加する指定された事業体は、この条約の施行規則に定める条件に従い、型ごとに区分された郵袋を交換する。

4　国際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、この条約の施行規則に定めるところによる。

5　一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率は、小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）と巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）とで異なるものとする。小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）の料率は、それぞれ、重量二十グラムの小型郵便物（P）の料金及び重量百七十五グラムの大型郵便物（G）の料金（付加価値税及び他の税金を控除したもの）の七十パーセントを基礎として計算する。巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の料率は、重量三百七十五グラムの小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）の料金（付加価値税及び他の税金を控除したもの）を基礎として計算する。

6　郵便業務理事会は、型ごとに区分された郵袋の交換のため、料率の計算のために適用する条件並びに業務、統計及び決済に必要な手続を定める。

7　目標制度に参加した国の間の郵便物の流れについていずれの年において適用される料率も、小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）については重量三十七・六グラム、巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）については重量三百七十五グラムの通常郵便物に関し、前年と比較して十三パーセントを超える到着料に係る収入の増加をもたらすものであってはならない。

8　二千十年より前に目標制度に参加した国の間の小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

8.1　二千二十二年については、一通当たり〇・三八〇SDR及び重量一キログラムにつき二・九六SDR

8.2　二千二十三年については、一通当たり〇・三九九SDR及び重量一キログラムにつき三・一一SDR

8.3　二千二十四年については、一通当たり〇・四一九SDR及び重量一キログラムにつき三・二七SDR

8.4　二千二十五年については、一通当たり〇・四四〇SDR及び重量一キログラムにつき三・四三SDR

9　目標制度に参加している国の間の巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

9.1　二千二十二年については、一通当たり〇・八六四SDR及び重量一キログラムにつき一・九四二SDR